

主要幹線道路等に隣接した場合の外部騒音に対する
 県営住宅の居室の遮音対策の取扱い方針

- (1) 高速自動車専用道路等に隣接した団地の外部騒音に対する対応は、この取扱い方針に基づき措置することとする。
 (2) 対象となる外部騒音としては、次に掲げるものとする。

- [1] 高速自動車専用道路・自動車専用道路騒音
 [2] 四車線以上の道路騒音

- (3) 遮音計画基準（対策の対象範囲）

主要構造部がRC造・SRC造等に適応し、騒音発生源に面した敷地の境界から以下の範囲内にある住棟の居室について、以下のとおり遮音性能を確保することとする。

- [1] の場合

騒音源に面した敷地境界から20m以内に住棟がある場合、その住棟単位に各住戸の居室の遮音量（外壁面毎に算出）を30dB以上確保することとする。

- [2] の場合

区	域	遮音すべき遮音量 (外壁面毎算出) (500ヘルツ)
	平面道路	
遮音等級1級区域	騒音源に面した敷地境界～10m	30dB以上
遮音等級2級区域	10m～20m	25dB以上

※基準は、1住戸単位に適用し、1住戸に区域がまたがる場合は、高基準を適用することとする。

- (4) 遮音量について

遮音量は、外壁面（屋根を含む。）の外部騒音に対する遮音性能の程度を表す数値で、500ヘルツの音について、次の式により算出する。

$$TL = 10 \log \frac{\sum S_i}{\sum S_i \cdot T_i}$$

TL 遮音量（単位：デシベル）

S_i 外壁面を構成するn個の区画部分毎の面積（単位：平方メートル）

T_i 外壁面を構成するn個の区画部分毎の透過率で次の式によって算出される値

$$T_i = 10^{-TL_i/10}$$

TL_i 外壁面を構成するn個の区画部分毎の透過損失（単位：デシベル）

(5) 適用の特例

①住棟の配置・住戸の間取、周囲の既存建物の状況、道路等の構造等により、室内の騒音レベルが明らかに40dB以下と予測出来る場合は、適用を除外することができる。

②関係法令等に基づく規制が厳しい場合については、関係法令を適用する。

(6) その他の騒音源について

JR・私鉄鉄道(複線)騒音、航空騒音、その他通年して昼間連続した騒音を発生する頻度の高い工場等の騒音等については、騒音の頻度・性質等を勘案して別途対応することとする。

(7) 基準の適用

平成8年12月1日以降設計する住宅から適用する。

(8) 災害復興県営住宅についての経過措置

本基準施行日において、対象区域に建設中の住戸の居室についての具体的対応は、工事施行上可能な限りこの方針に基づき対応することとする。

(9) その他

取扱い方針決定以前の一般県営住宅については、別途関係各課が対応について個別協議する。